

特定非営利活動法人 由仁町情報技術教育推進会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人由仁町情報技術教育推進会という。この法人の略称は、NPOゆにビッツという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道夕張郡由仁町に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、地域におけるすべての人々に対し、情報通信技術（ICT）を活用することによる利益を普及・推進する活動および教育を行い、地域及び全国からみた情報格差、いわゆるデジタルデバイドの解消を目指すとともに、情報通信技術（ICT）を使った防災や地域安全、子どもの教育といった点においても、その発展や意識向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言等の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 由仁町公共施設等の管理運営、およびICTに関する業務受託
- (2) ICTの利活用、DXに関するコンサルティング事業
- (3) ICTの利活用推進を目的としたイベント事業

- (4) 次世代 I C T 技術の調査研究と I C T 情報の収集及び提供事業
- (5) I C T 機器等の整備、取り扱いに関する意識改善の促進事業
- (6) アナログ記録された情報の保護およびデジタル化の推進事業
- (7) I C T 関係諸機関との連携事業
- (8) その他この法人の目的達成のための事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、共に活動し、運営に携わるために入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人
- (3) 賛助団体 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込用紙により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければ

ならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

3 理事は、理事会において選任する。

4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

5 監事は、総会で選任する。

6 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第 14 条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事が業務を遂行できない場合又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第 15 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 17 条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、理事会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第 18 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(総会の種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併

2 総会は、以下の事項について報告する。

- (1) 事業計画及び活動予算
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) その他、運営に関する必要な事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的記録により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。または代表理事がこれに当たる。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定により予め通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決兼等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- (1) やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事

項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条 2 項及び次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

- (2) インターネット会議、電話会議等でのシステムによって、実際上の会議と同等の環境が担保された場合は、総会に参加し、表決することができる。
- (3) 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名または記名及び押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算、その変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 会員の除名
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定による請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。また、インターネット会議、電話会議等による会議も有効とし、審議及び表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなら

ない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人1人が署名または記名及び押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

第 44 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 45 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 46 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。
- 4 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに存する残余財産の帰属については、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により

選定するものとする。

(合併)

第 47 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告についても、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 49 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
代表理事 熊谷 卓也
理事 窪田 裕司
理事 堤 浩則
監事 石井 ヨリ子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

① 入会金 0円

② 年会費 2,000円

(2) 賛助会員

① 入会金 0円

② 年会費 1,000円

(3) 賛助団体

① 入会金 0円

② 年会費 5,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 由仁町情報技術教育推進会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	熊谷 卓也		有
理事	窪田 裕司		無
理事	堤 浩則		無
監事	石井 ヨリ子		無

設立趣旨書

1 趣旨

近年、我が国の教育現場はデジタル学習環境を推進する環境整備(GIGA スクール構想)をはじめとする一連の政策により、デジタル技術を使って子どもを取り巻く環境や教育現場をより効率化し変革させる DX(デジタルトランスフォーメーション)対応が急募されています。この動きは、未来の日本を担う子どもたちへの学校教育の質を高めるだけでなく、社会教育の側面においても、情報活用能力やデジタル技術・ツールを適切に理解し、安全に活用する能力や知識の向上を図る上で極めて重要となります。

急速な DX 化の流れの中で、都市部と地方部、特に過疎地域との間において、情報アクセスや ICT (アイ・シー・ティー) 利用の格差、いわゆる「デジタル・デバイド」が明らかとなってきました。この格差は、教育の機会や地域の発展の機会にも影響を及ぼす可能性があるため、迅速な対応が必要です。加えて、過疎地域には、人口減少や地域資源の有効活用という課題が存在します。このような背景の中で、ICT を用いた新しい地域政策の実現は、地域の再生や地域活性化の鍵となると考えられます。

前述の社会的・経済的背景を踏まえ、DX の推進、デジタル・デバイドの解消、そして ICT を活用した地域政策のサポートは、現代日本において緊急かつ重要な課題と捉えられます。当 NPO 法人は、これらの課題解決を目指し、全国の学校教育や社会教育、地域社会の発展をサポートするために活動します。ICT を活用した地域サポートの具体的な活動や事業として、デジタル・デバイド対策を中心に様々な情報やサービスを一つのウェブサイトを提供するオンラインポータルサイトの運営をはじめとした各種情報提供・啓発活動を地域内で実施。加えてデジタル技術やオンライン活動に関する知識やスキル、そしてデジタル倫理やセキュリティの意識を養う教育といった教育機関との協働を含めた展開も積極的に行います。

令和 3 (2021) 年 4 月、設立者の熊谷は由仁町地域おこし協力隊として活動を開始し、GIGA スクールサポーターとしての役割を担い始めました。さらに、町内での ICT 活用推進の任務も引き受け、学校を中心にその活動を進める中で、実際に授業を指導する機会も得ました。この経験を通じて、地域が直面する ICT 利活用の複数の課題を肌で感じました。特に行政の側では、ICT という新しいテクノロジーへの認識や評価が低く定着しており、その結果、デジタル化への移行がなかなか進展しない現状がありました。加えて、町民の多くは、「これまでの生活には不自由がなかった」との感覚から、デジタル技術の利活用の必要性を感じていないというデジタル・デバイドの影響を明確に受けていました。教育の現場でも、ICT に関する理解が不足しているため、GIGA スクール構想の恩恵を十分に受けることができな

い環境が築かれていました。教職員に対する研修も十分に行われず、子どもたち自体も、デジタル機器を学びの道具としてではなく、主にゲーム機としてしか捉えていないのが現状でした。このような背景の中、家庭では、ICT に対する理解の不足や恐れから、適切な指導や啓発が行われていないという問題も見受けられました。

これらの問題点を受け、危機感を持った学校関係者らとともに、何度も会合を重ね、地域における ICT 利活用の意識改革や推進策を話し合ってきました。しかし、今年度末に代表理事が地域おこし協力隊の任期を終えることを考慮し、これらの活動を持続的に、かつより大きなスケールで推進するために、NPO 法人としての組織の設立を決意しました。

この度、NPO 法人化することで、私たちの活動が公共の福祉向上を目的としていることが明確になり、より多くの人々や組織からのサポートを受けることが可能となります。また、法人格を持つことにより組織の継続性や安定性が保たれます。団体のビジョンやミッションを次世代に引き継ぐ基盤が確立されるとともに、長期的な活動計画の策定や実施が容易となります。

この法人は、地域におけるすべての人々に対し、ICT を活用することによる利益を普及・推進する活動および教育を行い、地域間及び全国的な情報格差、いわゆるデジタル・デバイドの解消に寄与することを目的とし、設立いたします。

2 申請に至るまでの経過

- 令和3年4月 設立者である熊谷卓也が地域おこし協力隊として、GIGA スクールサポーターの任務を請けて由仁町に着任。町内小中学校の ICT 支援を開始。
- 令和4年4月 1年間の任期を経て、町内に浸透しているデジタル・デバイドの深度について危機感を覚える。加えて学校現場を中心に情報モラル・情報リテラシーの意識向上を喫緊の課題と捉えたため、地域おこし協力隊としての任期に縛られないサポート団体の創設を検討し始める。
- 令和5年8月 地域住民や学校教職員からの要望もあり、NPO 法人設立に向けて事務手続きを開始。
- 令和5年9月 設立総会を開催し、設立の趣旨や定款、会費、令和5年度および令和6年度の事業契約や活動予算、役員などの議案を承認され、申請に至る。

令和5年度 事業計画書
法人成立の日から 令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人由仁町情報技術教育推進会

1. 基本方針

法人設立初年度にあたり、法人としての継続的な活動を展開するために、法人の活動を積極的に発信し、法人とその活動趣旨の認知度を上げることを目標とします。ICT を利活用するためには何が必要で、どのような課題があるかを全体で考えるセミナー等を積極的に行い、地域における ICT 利活用の現在地をしっかりと認識するとともに、その下地となる町民同士のコミュニケーションを活性化させることを目指します。

2. 特定非営利活動に係る事業（定款の第5条を書き込む）

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
由仁町公共施設等の管理運営、およびICTに関する業務受託	由仁町における指定管理を受けることを検討する	随時	由仁町役場	3名	由仁町民	10
由仁町公共施設等の管理運営、およびICTに関する業務受託	由仁町等における業務委託を受けることを検討する	随時	由仁町役場	3名	由仁町民	10
ICT関係諸機関との連携事業	地元事業者とICTソリューション提供者とのビジネスマッチング窓口を開設	随時	事務所 又は指定管理施設	1名	町内事業者	0

令和6年度 事業計画書

令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人由仁町情報技術教育推進会

1. 基本方針

法人設立2年目にあたり、本格的な法人としての活動を開始します。まず、昨年度からの活動の一部を拡大して継続し、加えて地域におけるICT利活用のメインコンテンツとなる「コミュニティサイト」の開設と運用を展開します。これは「コミュニティFMを電子化する」ことを目標とし、町の話題や自治体等の各機関からのお知らせ、ピンポイントの防災マニュアルや地元経済に関する情報など幅広い情報をサイトから配信することで、多数の情報の中から自分が欲しいものを選択して取得するという、ICTの利活用における基本的な動きを身に付けながら、その利点が享受されていくことを目指します。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
由仁町公共施設等の管理運営、およびICTに関する業務受託	由仁町における指定管理事業の受託・運営管理および受けることの検討	随時	指定管理施設	3名	由仁町民	17,400
由仁町公共施設等の管理運営、およびICTに関する業務受託	由仁町等における業務委託および委託を受けることを検討	随時	事務所 又は 業務遂行場所	3名	業務受託地域の住民	3,500
ICTの利活用、DXに関するコンサルティング事業	学生や一般の人々向けにICTスキルを向上させる教育プログラムを提供するセミナーを開催	週1回	事務所 又は指定管理施設	1名	由仁町民及びその周辺地域の住民	50

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
ICTの活用、DXに関するコンサルティング事業	ICTの活用およびDXに関する相談窓口を開設	随時	事務所 又は指定管理施設	1名	由仁町民・事業者及びその周辺地域の住民・事業者	0
ICTの活用推進を目的としたイベント事業	ICT技術の実践的な体験ができるハンズオンワークショップを開催	年4回	事務所 又は指定管理施設	1名	由仁町民及びその周辺地域の住民	50
次世代ICT技術の調査研究と情報の収集及び提供事業	ICT関連の最新技術や製品を展示・体験会を開催	年2回	事務所 又は指定管理施設	1名	由仁町民及びその周辺地域の住民	0
ICT機器等の整備、取り扱いに関する意識改善の促進事業	ICT機器の適切なセットアップやトラブルシューティングなどを学ぶトレーニングプログラムを開催	年4回	事務所 又は指定管理施設	1名	由仁町民及びその周辺地域の住民	30
アナログ記録された情報の保護およびデジタル化の推進事業	アナログ文書、写真、映像、音声録音などのデジタル化を行える拠点を運営	随時	事務所 又は指定管理施設	1名	由仁町民及びその周辺地域の住民	200
ICT関係諸機関との連携事業	地元事業者とICTソリューション提供者とのビジネスマッチング窓口を開設	随時	事務所 又は指定管理施設	1名	町内事業者	0

令和5年度 活動予算書

法人成立の日から 令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人由仁町情報技術教育推進会

科目	金額 (単位:円)		
I. 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費 (2,000円@10名)	20,000		
賛助会員受取費 (1,000円@0名)	0		
賛助団体受取会費 (5,000円@1団体)	5,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
資産受贈益	0		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受入助成金	0		
受入補助金	0		
4. 事業収益			
指定管理事業受託事業収益	0		
ICT関係諸機関との連携事業	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
為替差益	0		
雑収益	0		
経常収益計			25,000
II. 経常費用			
1. 事業費			
(1). 人件費			
給料手当	0		
臨時雇賃金	0		
ボランティア評価費用	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
通勤費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2). その他経費			
売上原価	0		
業務委託費	0		
諸謝金	0		
印刷製本費	2,000		
会議費	4,000		
旅費交通費	4,000		
車両費	0		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	0		
修繕費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
賃借料	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
保険料	0		

諸会費	0		
租税公課	0		
研修費	0		
支払手数料	0		
支払助成金	0		
支払寄付金	0		
支払利息	0		
為替差損	0		
雑費	0		
その他経費計	20,000		
事業費計		20,000	
2. 管理費			
(1). 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
通勤費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2). その他経費			
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	0		
車両費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
修繕費	0		
水道光熱費	1,000		
地代家賃	3,000		
賃借料	0		
減価償却費	0		
保険料	0		
諸会費	0		
租税公課	0		
支払手数料	0		
支払利息	0		
雑費	0		
その他経費計	4,000		
管理費計		4,000	
経常費用計			24,000
当期経常増減額			1,000
Ⅲ. 経常外収益			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ. 経常外費用			
固定資産除・売却損		0	
災害損失		0	
過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			1,000

令和6年度 活動予算書

令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人由仁町情報技術教育推進会

科目	金額 (単位:円)		
I. 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費 (2,000円@15名)	30,000		
賛助会員受取費 (1,000円@50名)	50,000		
賛助団体受取会費 (5,000円@3団体)	15,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
資産受贈益	0		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受入助成金	0		
受入補助金	0		
4. 事業収益			
指定管理事業等受託事業収益	23,500,000		
ICTコンサルティング事業	0		
ICT利活用推進イベント事業	0		
次世代ICT技術調査研究事業	0		
ICT機器等整備促進事業	0		
情報保護デジタル化推進事業	0		
ICT関係諸機関連携事業	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
為替差益	0		
雑収益	0		
経常収益計			23,595,000
II. 経常費用			
1. 事業費			
(1). 人件費			
給料手当	4,940,000		
臨時雇賃金	0		
ボランティア評価費用	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
通勤費	150,000		
福利厚生費	680,000		
人件費計	5,770,000		
(2). その他経費			
売上原価	0		
業務委託費	4,200,000		
諸謝金	0		
印刷製本費	200,000		
会議費	0		
旅費交通費	48,000		
車両費	0		
通信運搬費	360,000		
消耗品費	720,000		
修繕費	100,000		
水道光熱費	2,800,000		

燃料費	1,800,000		
地代家賃	0		
賃借料	1,400,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
保険料	0		
諸会費	10,000		
租税公課	0		
研修費	20,000		
備品購入費	750,000		
支払手数料	0		
支払寄付金	0		
支払利息	0		
為替差損	0		
雑費	800,000		
その他経費計	13,208,000		
事業費計		18,978,000	
2. 管理費			
(1). 人件費			
役員報酬	3,984,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
通勤費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	3,984,000		
(2). その他経費			
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	0		
車両費	240,000		
通信運搬費	36,000		
消耗品費	0		
修繕費	0		
水道光熱費	33,600		
地代家賃	240,000		
賃借料	60,000		
減価償却費	0		
保険料	0		
諸会費	0		
租税公課	0		
支払手数料	0		
支払利息	0		
雑費	0		
その他経費計	609,600		
管理費計		4,593,600	
経常費用計			23,571,600
当期経常増減額			23,400
III. 経常外収益			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
IV. 経常外費用			
固定資産除・売却損		0	

災害損失		0	
過年度損益修正損		0	
經常外費用計			0
当期正味財産増減額			23,400
設立時正味財産額			13,000
次期繰越正味財産額			36,400

